



令和4年8月豪雨に伴う関川村の建物被害認定調査の状況をお知らせします
(8月22日調査終了時点)

令和4年8月豪雨(8/3発生)による被害を受けた関川村において、「チームにいがた」(県内全市町村と県の相互応援協定)による罹災証明書の交付に必要な建物被害認定調査を8月11日から進めていました。予定していた区域の調査が終了したことから、8月22日をもって「チームにいがた」による人的支援を受けた調査を終了いたしました。

調査終了時点における進捗状況についてお知らせします。

被害の程度(判定結果)

8月22日調査終了時点

調査合計	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない	無被害
969	2	30	49	85	7	285	511

※上記は速報値です。変更となる可能性があります。

※調査については、内閣府の基準に基づいて、建物の外側から、被害の大きさや浸水の高さを中心に行っています。

※建物被害認定調査結果は、「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」「準半壊に至らない」「無被害」の7区分によって判定されます。調査結果には「床上浸水」「床下浸水」の区分はありません。床上浸水は概ね半壊以上、床下浸水は概ね準半壊以下に振り分けられています。

【参考】罹災証明書の交付について

罹災証明書の交付は、8月23日～8月31日に関川村村民会館大ホールで行っています。

【お問い合わせ先】

関川村住民税務課税務班
電話 0254-64-1451